

令和 2 年度

登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 100 号

令和3年1月28日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様

登 別 市 議 会 議 長 工 藤 俱二雄 様

登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 武 田 博 様

登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様

登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 逢 坂 裕 明 様

登別市監査委員 石 山 正 志

登別市監査委員 辻 弘 之

令和2年度監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

定期監査報告書

1 監査の期間

令和2年9月17日から令和3年1月27日まで

2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務及び令和元年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務

4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、関係書類の抽出による検査を実施し、関係職員から説明を聴取した。

抽出した関係書類は別表1から3のとおり。

なお、現地監査については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため実施を見送った。

別表 1

給付等事務 (抽出)

対象部局	事業名
保健福祉部	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
	国民健康保険出産育児一時金

別表 2

業務委託契約・物品売買契約等 (抽出)

対象部局	契約名	契約業者
総務部	登別市本庁舎建設基本計画策定業務委託	株式会社北海道日建設計
	『新登別市史』印刷製本業務	株式会社ぎょうせい 北海道支社
	登別市広報のぼりべつ広告代理店契約	株式会社室蘭民報社 胆振中部支社
		株式会社 エム・ツー・カンパニー
		有限会社アイデア
	登別市公共施設個別施設計画策定業務委託	株式会社ドーコン
	登別市公式ホームページ広告代理店契約	株式会社室蘭民報社 胆振中部支社
株式会社 エム・ツー・カンパニー		
都市整備部	フンベ山トンネル照明施設詳細設計委託	北海道土木設計株式会社
	登別市包括的民間委託監視評価業務委託	株式会社N J S 札幌事務所
会計室	備品管理システム保守業務委託	株式会社光水
教育委員会	産業廃棄物処理委託契約	アサヒプリテック株式会社 札幌営業所
	児童・生徒用パソコンOS	株式会社ワシザワ商事
	小中学校用パソコン	株式会社ワシザワ商事
	図書館業務用パソコン	富士通株式会社北海道支社

別表 3

工事契約等 (抽出)

対象部局	施設名等	契約業者
都市整備部	フンベ山トンネル照明補修工事	株式会社末永電気工事
	常盤通り舗装工事	菱中建設株式会社室蘭支店
	常盤通り排水路工事	株式会社北信建設
	若山浄化センター改築更新工事 (土木)	常盤建設株式会社
	若山浄化センター改築更新工事 (屋上防水)	ミウラ塗装工業株式会社
	若山浄化センター改築更新工事 (建具)	住研ホーム株式会社
	若山浄化センター照明灯具更新工事	木村電機工業株式会社

5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、前回の定期監査の指摘事項の多くが改善され、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められたが、事務執行の一部において是正、改善等を要する指摘事項があった。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

なお、特に改善を要するものについては、主管部署で調査・検討し全部署に指示するなどの措置を講じるとともに、各グループ等の管理監督者は業務の遂行にあたっては、根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

(1) 収入事務

領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書の記載について、改ざんを防ぐための処理が行われていない事例や誤記抹消した場合の処理が不適切な事例が複数みられた。

【都市整備部】

徴収した料金は、登別市財務会計規則第53条などにに基づき、現金出納員等は現金収納の日又はその翌日に収入原符を添えて指定金融機関に払い込むべきであるが、翌日までに払い込みがされていない事例がみられた。

領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。

このような不適切な事務を続けていくことは、重大な事故の発生につながりかねないため、今後は領収書の重要性について職員の認識を十分に深めるための措置を講じられたい。

(2) 支出事務

支出負担行為に関する事務について

【全庁】

支出負担行為書内訳書について、品名の記載不備や単価の誤記、合計金額の計算誤りなど、複数の不適切な記載がみられた。

【消防本部】

購入時の請求書により支払済みであった消耗品について、債権者が入金確認前に送付した請求書により2重に支払いし、戻入処理を行った。

支出負担行為書内訳書の統一化を図るなどの対応策に取り組むとともに、組織的な確認体制を整え、適正な事務の執行に対する意識を高めることを望むものである。

(3) 給付等事務

【保健福祉部】

給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、適正に処理されていると認められた。

(4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などにに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、前回の定期監査において指摘した随意契約の理由について、改善が見られるものの、一部に不明瞭なものが見受けられたため、理由を明瞭にするようさらなる改善を望むものである。

なお、前回の定期監査において指摘した理科薬品の廃棄業務については、改善されており、適正に行われていると認められた。

(5) 財産管理事務

【全庁】

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、物品購入契約等調書、郵便切手受払簿、金券交付簿の管理状況について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

なお、備品使用簿の管理状況について調査した結果、全体のおよそ2割のグループにおいて過去5年間に備品の点検を行っていなかったことから、物品管理者に定期的な点検を促すなど、備品の適正な管理を望むものである。

(6) その他の事務

出納取扱金融機関等に対する検査について

【都市整備部】

下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計において、定期及び臨時に実施すべき出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関への検査が実施されていなかった。

出納取扱金融機関等に対する検査については、地方公営企業法施行令第22条の5に基づき出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならないとされており、例規を整備するなど検査の実施に向けた措置を講じられたい。

決裁後の起案用紙の取扱いについて

【全庁】

前回の定期監査において指摘した決裁後の起案文書への決裁年月日の記載については、多くの部署で改善されているものの、一部未記載のものがみられた。

本市における決裁後の起案用紙の取扱いについては、登別市文書事務取扱規程第15条のとおり、起案責任者が起案用紙に決裁年月日を記載することとなっていることから、記入漏れをなくす措置を講じられたい。